



# 認定特定非営利活動法人オリーブの家

---

## 2021年度利用者の傾向



相談者数、DV虐待傾向、シェルター利用期間

保護シェルター利用者の行政手続きの現状

保護シェルター利用者の司法手続きの現状

行政との連携事例紹介と今後の展望



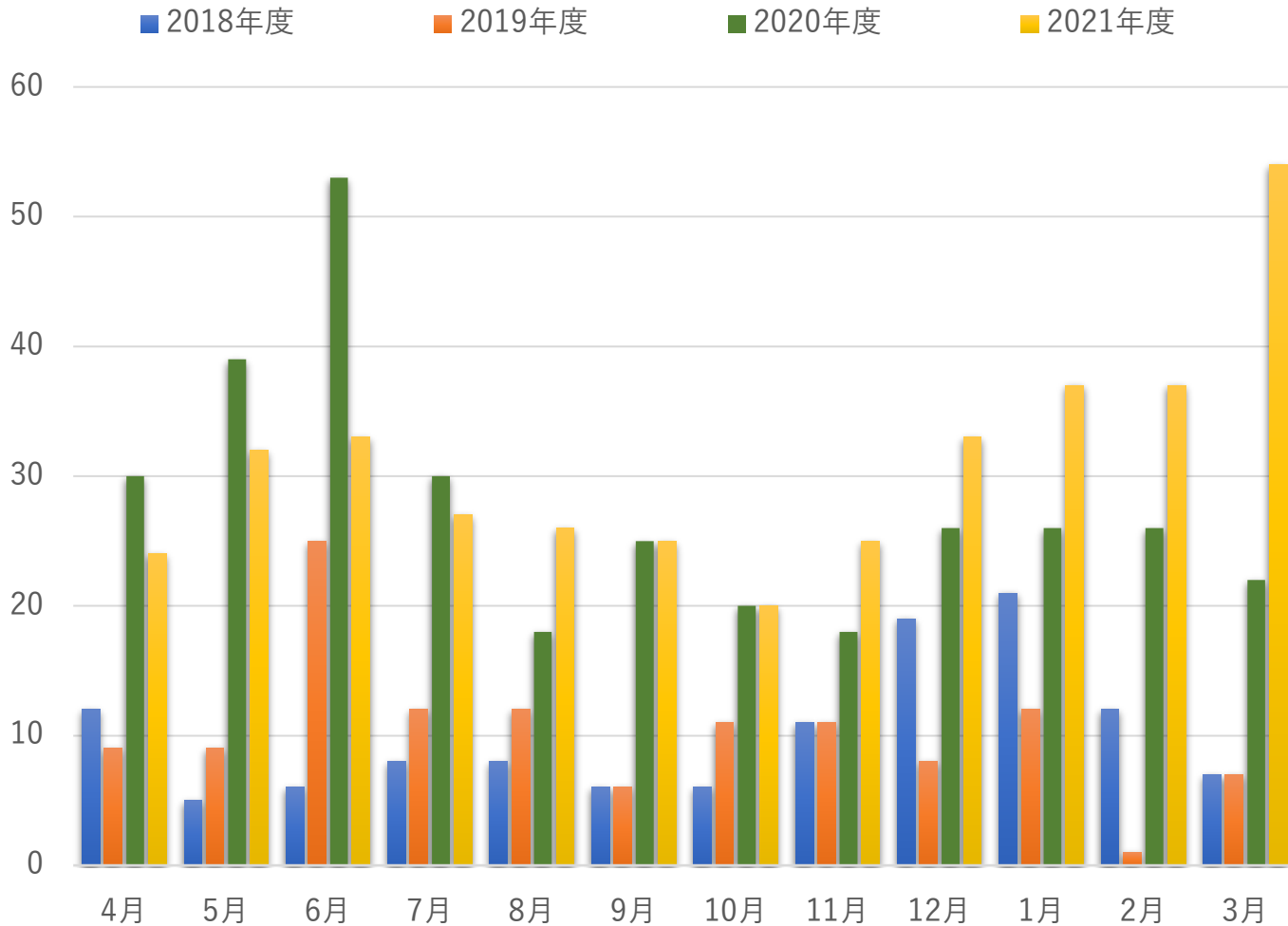
## 相談者数、DV虐待傾向、シェルター利用期間

---

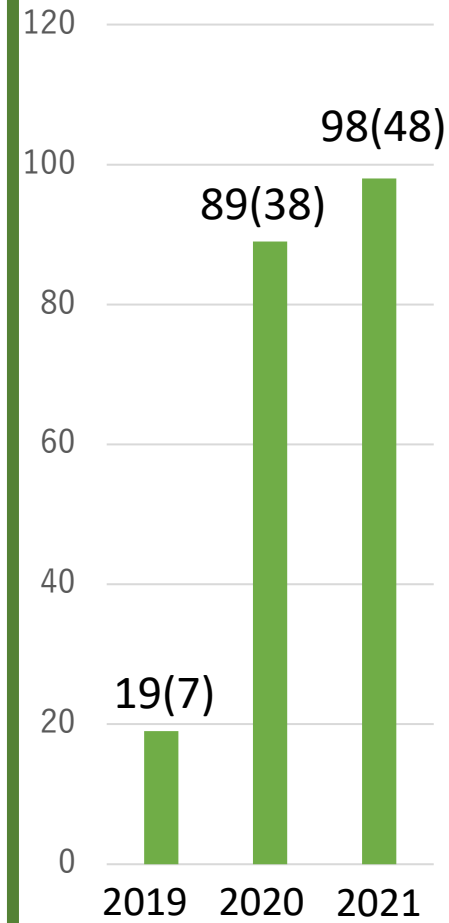
# 相談件数、保護件数



## 相談件数



## 保護件数(児童数)



### 相談内容

- ・ DV被害相談
- ・ DV加害相談
- ・ ひとり親家庭
- ・ 子どもからの相談
- ・ ストーカー被害

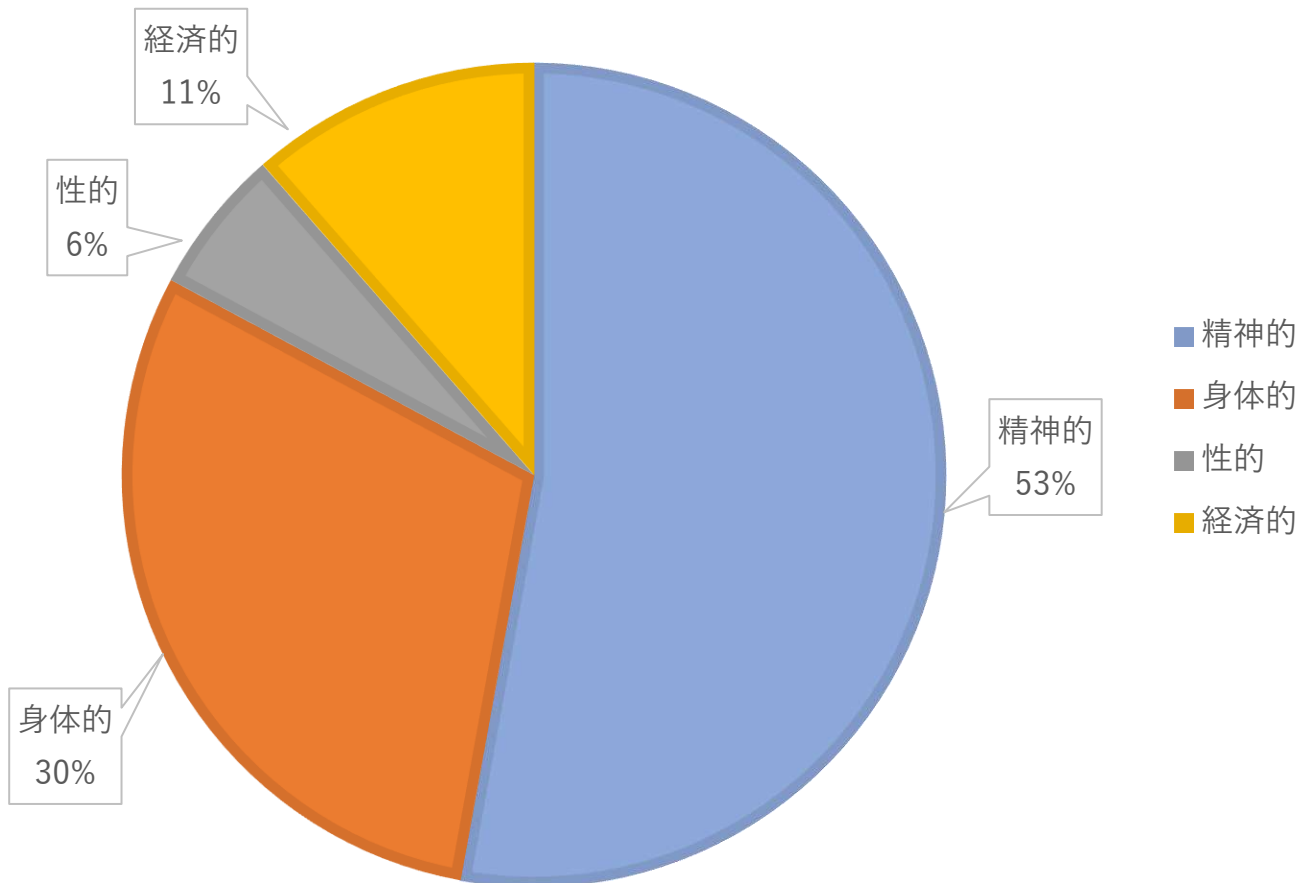
### 今後の課題について

- ・ 子どもからの直接のSOSが増えたため、行政との連携強化
- ・ 年代、性別によっての対応

# DV虐待の種類と傾向



DV虐待の種類と傾向 n=65(重複あり)



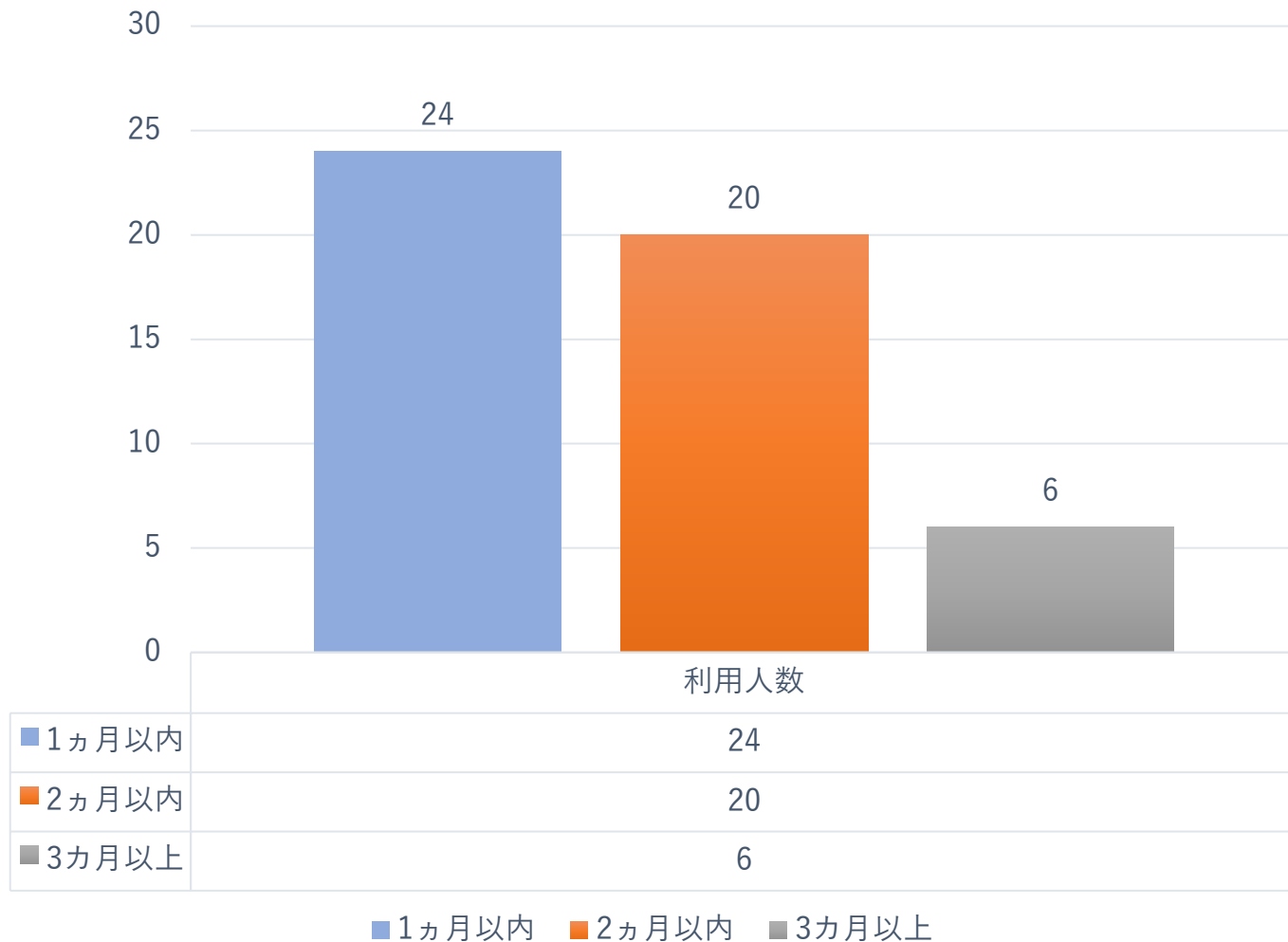
- ・傾向としては、半数以上が主に精神的なDVである。そのほかのDVにも精神的なDVが伴うケースが多くある。

⇒精神的なDV虐待は証明が難しく、DV証明発行の際には間に入って支援が必要な場合が多い。身体的なDVについても日常的にDVが行われていると、被害者はある意味慣れてしまい「自分が悪いのかも？」と自覚が遅れてしまい周囲からの助言でやっと支援を求めることができる。

# DV虐待の種類と傾向



シェルター利用日数 n=50



- 当団体の保護シェルターを利用される期間の平均は46.6日。

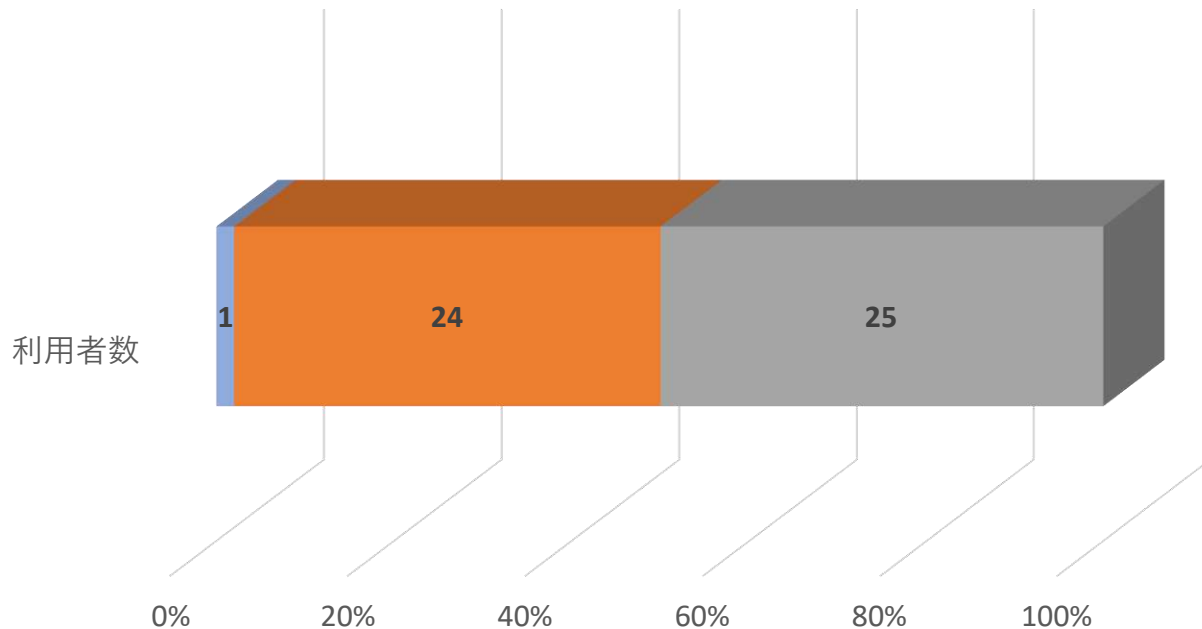
⇒行政の運営する保護施設は、通常最大2週間である。精神的なケアや各種手続きにも時間を要することを考えると、長期利用の必要性は明確である。

他の一時保護施設に避難する場合、健康保険証・年金手帳、運転免許証等の身元を証明、さらに保証人がいないと利用できない場所もある。DV被害者の多くは、加害者不在時の隙を見て逃げるのが精いっぱいの方が多く、冷静に準備できない。このような理由で保護を拒否された方もいた。

# 利用者の年代



利用者の年代 n = 50



	利用者数
■ 10代	1
■ 20~40代	24
■ 40代以上	25

■ 10代 ■ 20~40代 ■ 40代以上

- ・ 20~40代、40代以上の割合が半々である。  
最年少は18歳、最年長は80歳。

⇒着の身着のままにやっとの思いで、逃げてこられるため所持金がない方が多い。生活費はもちろんのことシェルター利用料や水道光熱費等の料金を支払うことが難しい事例が増えている。もともと借金のある状態の利用者もいる。親子の場合、1歳に満たない乳児連れや5人の子ども連れなどのケースでは当団体への相談前に他のシェルターで断られていた。精神身体障害がある場合も保護を断られたケースが多くあった。



# 保護シェルター利用者の行政手続きの現状

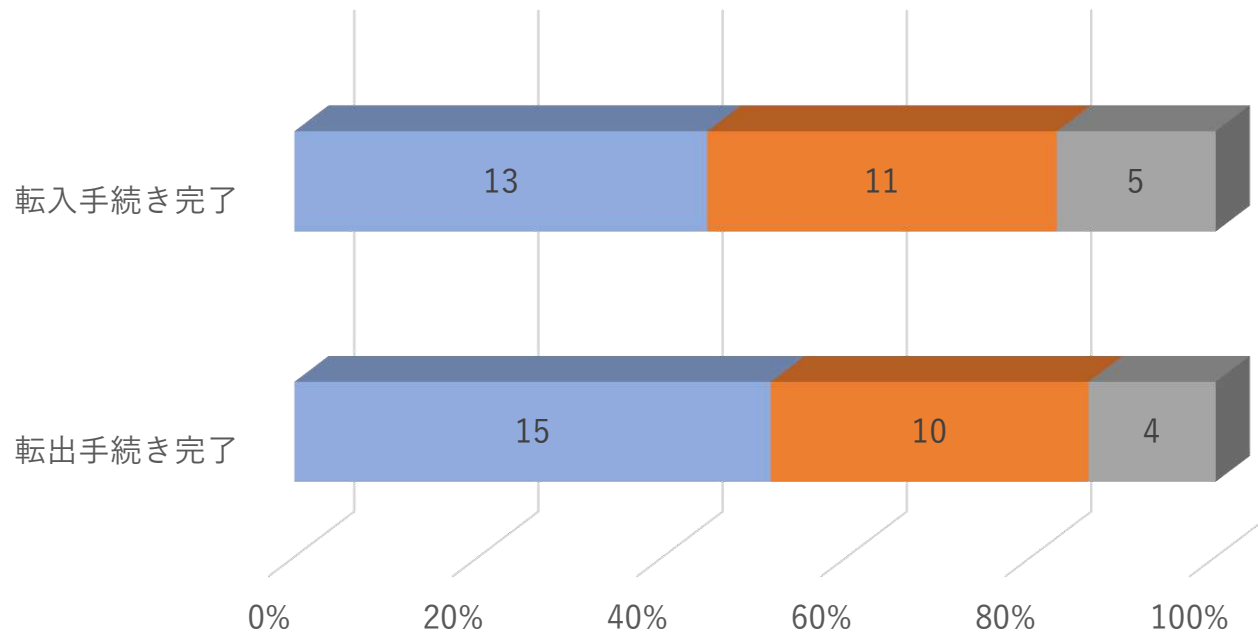
---



# 転入・転出手続きについて



転入・転出完了にかかる期間 n=29



	転出手続き完了	転入手続き完了
■ 1～7日	15	13
■ 8～13日	10	11
■ 14日以上	4	5

■ 1～7日 ■ 8～13日 ■ 14日以上

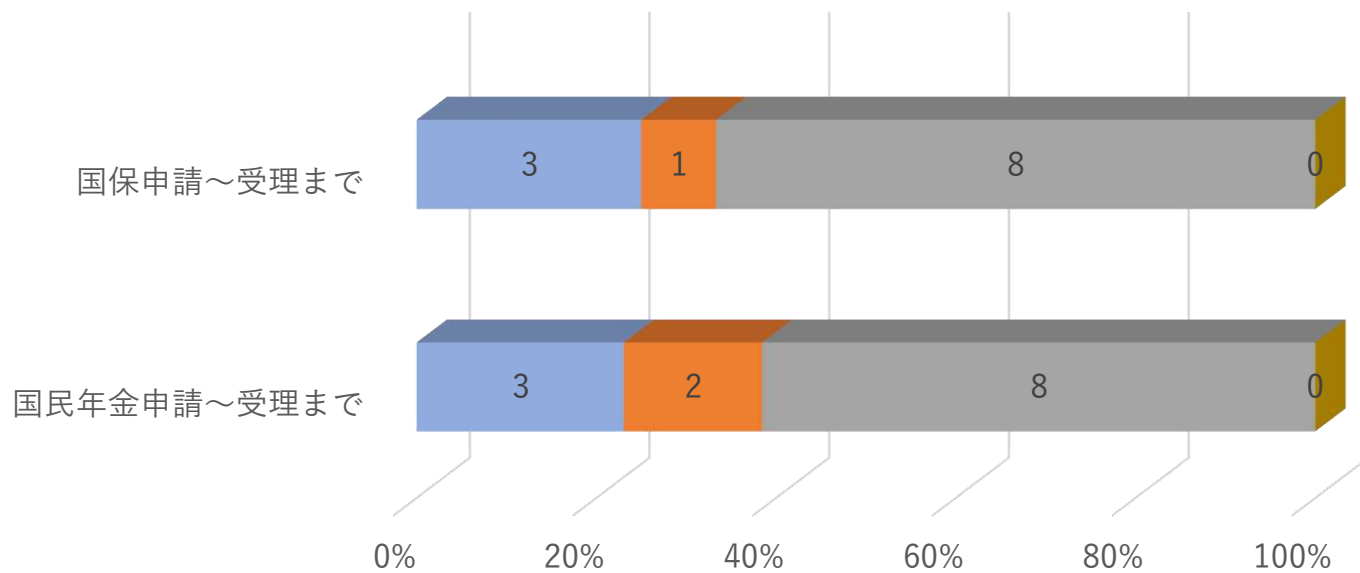
- ・ 転入、転出完了にかかる期間は1～2週間が多く、離婚調停などの影響で、2週間以上かかった利用者もいる状況。

⇒住所を閲覧できないようにするために、「支援措置」を受ける必要がある。支援措置を受けると自分以外の方が、住民票を取ったり、住民票を閲覧できなくなる。しかし、警察や行政機関の証明も必要になるため時間を要することがある。

# 国民年金・国民健康保険手続きについて



国民年金・国民健康保険 n=11



	国民年金申請～受理まで	国保申請～受理まで
■ 1~10日	3	3
■ 11~20日	2	1
■ 20日以上	8	8
■ 未支給	0	0

■ 1~10日 ■ 11~20日 ■ 20日以上 ■ 未支給

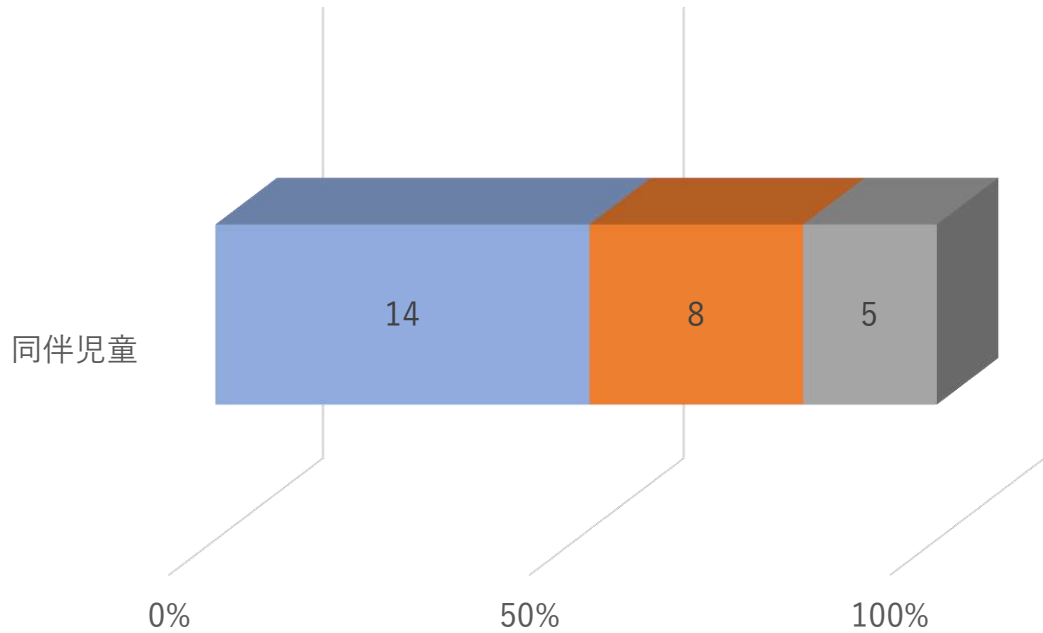
- ・ ほとんどの方が申請～受理まで20日以上を要している。最大94日受理まで時間がかかった方がいた。
- ・ 世帯分離の申請に加害者が応じない場合がある。

⇒ 他地域から逃げてこられて、国民保険などの行政手続きを行う際に、離婚の有無により手続きも煩雑で時間を要してしまう。その間、体調を崩してしまう場合に、我慢するしかない場合や実費で補填する事例があった。

# 同伴児童の数と同伴児童



同伴児童の数 n=27

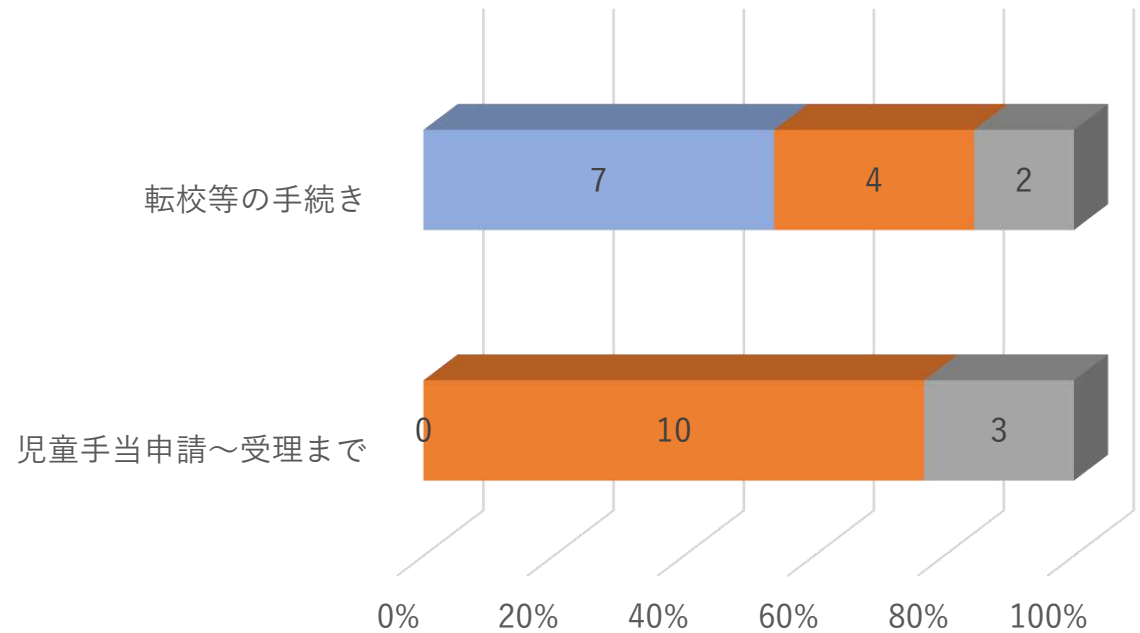


同伴児童	
■ 1名	14
■ 2名	8
■ 3名以上	5

} 13

■ 1名 ■ 2名 ■ 3名以上

同伴児童に関する手続き n=13



	児童手当申請～受理まで	転校等の手続き
■ 1ヵ月	0	7
■ 2ヵ月	10	4
■ 3ヵ月以上	3	2

■ 1ヵ月 ■ 2ヵ月 ■ 3ヵ月以上

# 同伴児童の数と同伴児童



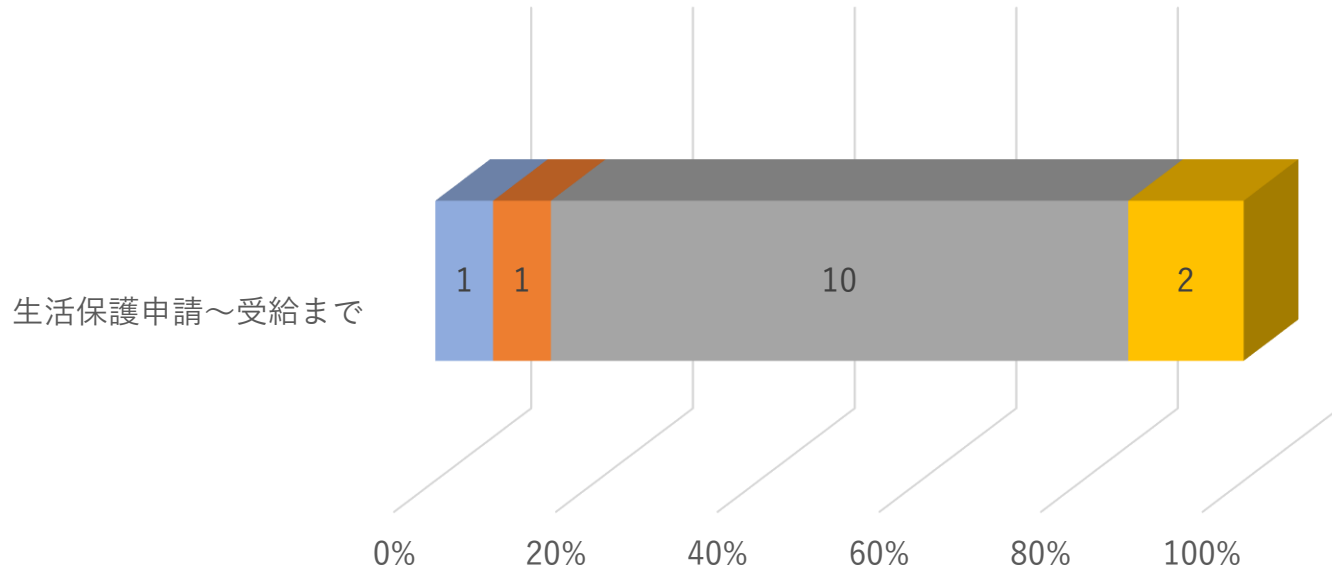
## 保護シェルター利用者（同伴児童含む場合）に対する課題

- ・ 同伴児童の年齢が低い場合や、人数が多い場合（最高5人）は、行政手続きに行くにしても子どもを連れて行くことが難しく、車もないケースも多い。慣れない土地での買い物も一苦労である。
- ・ 夫とまだ離婚できていないケースが多いため、児童手当のきり替えや社会保険から国民保険に切り替える手続き、さらに保育園の入所手続きに数週間～1ヵ月以上かかることが多いため子どもはシェルター内で過ごすことになり生活費もかさむ。
- ・ シェルター保護と同時に利用者は失業してしまうケースがほとんどである。しかし、上記の理由のため就職活動ができない。
- ・ 離婚や加害者との関係問題で住所移転がすぐに来ないこともありシェルター内での行政サービスが受けられない。
- ・ 住所移転先にシェルターの住所は使えないため、急遽法人事務所を利用するケースが多くあるがセキュリティー問題は課題である。

# 生活保護に関する手続き



生活保護に関する数 n=14



生活保護申請～受給まで

生活保護申請～受給まで	
■ 1~10日	1
■ 11~20日	1
■ 20日以上	10
■ 未支給	2

■ 1~10日 ■ 11~20日 ■ 20日以上 ■ 未支給

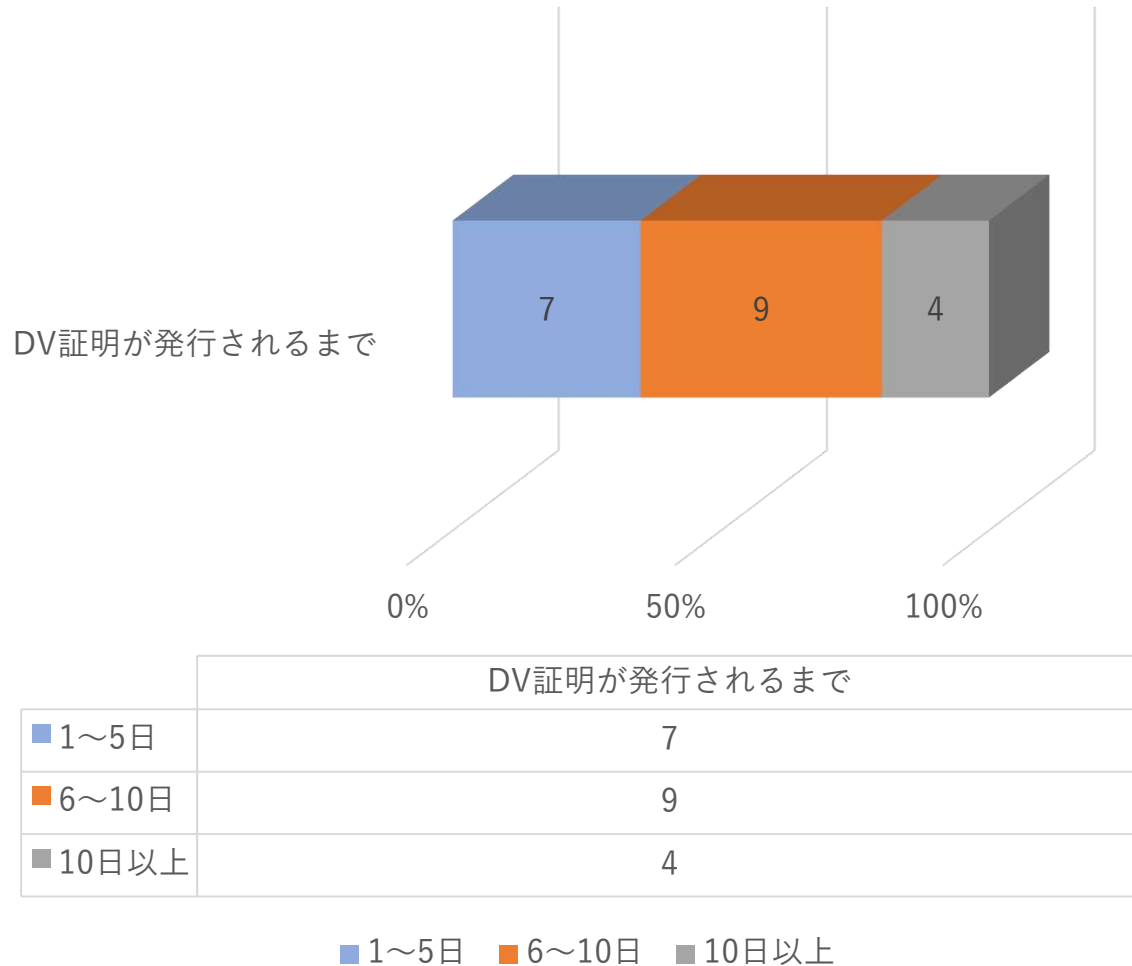
- ・ほとんどの方が、20日以上かかっている状況。  
当団体は生活保護を基本的には支給しないように自立を目指している。

⇒ DV虐待による別居で、現実的な扶養請求や就業による収入が非現実的な場合に申請する。

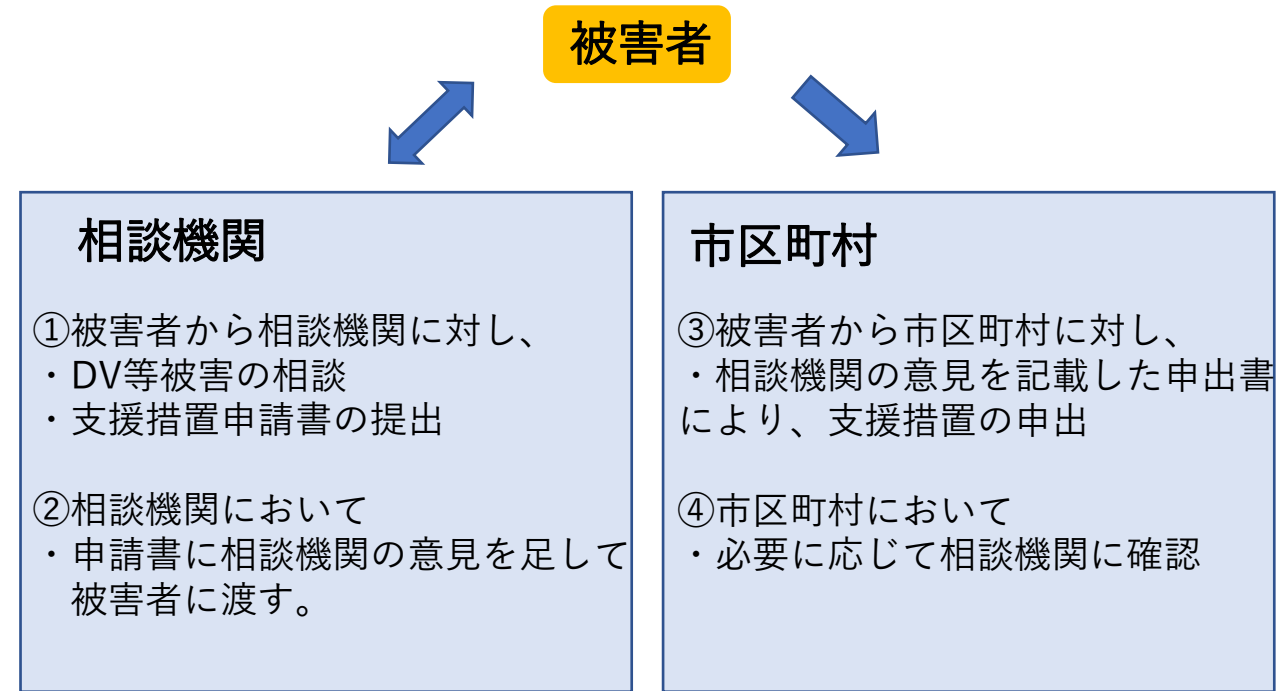
# DV証明に関する手続き



DV証明に関する n=20



## DV支援措置を受けるための手続きの流れ (例)



⇒現状：身体的なDV虐待の場合は、証明できるが精神的等の場合、証明されない事がほとんど。



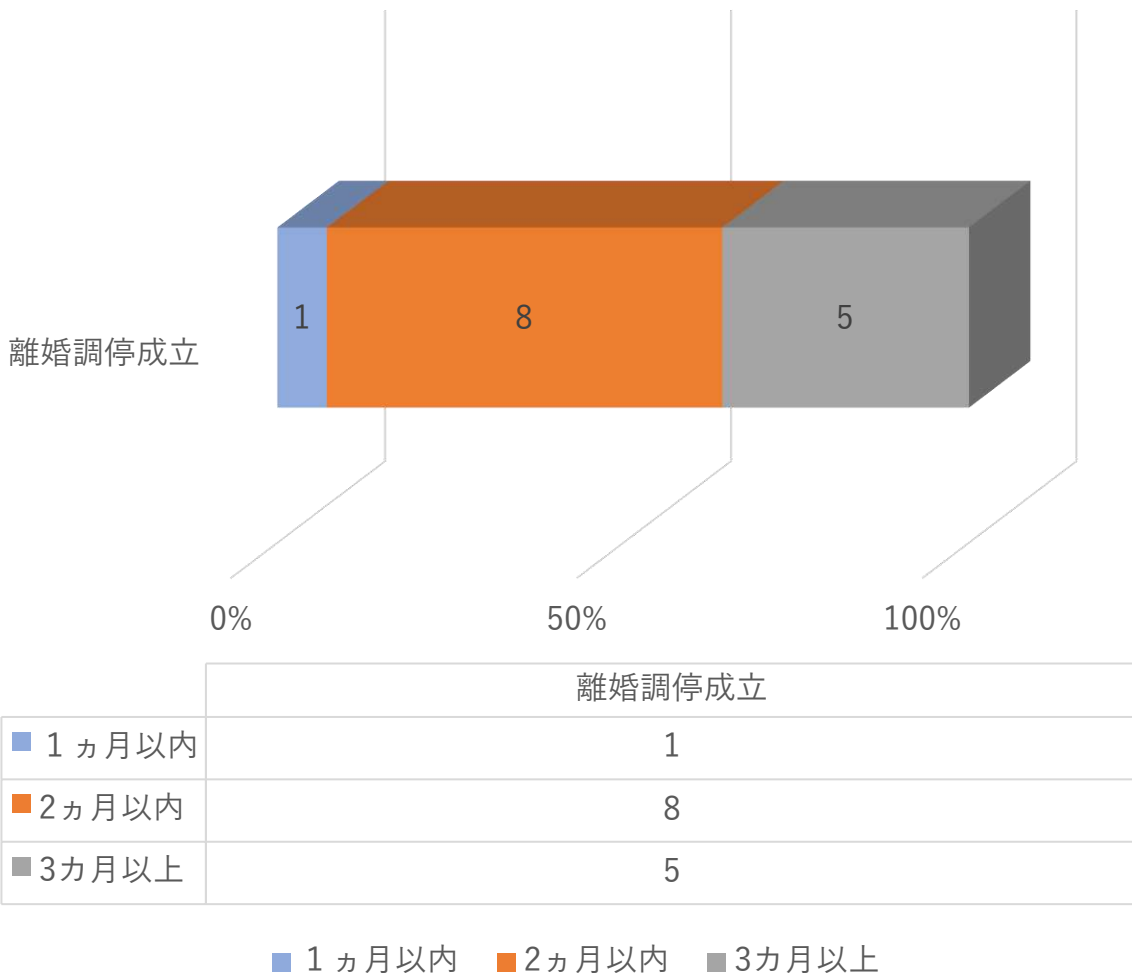
# 保護シェルター利用者の司法手続きの現状

---

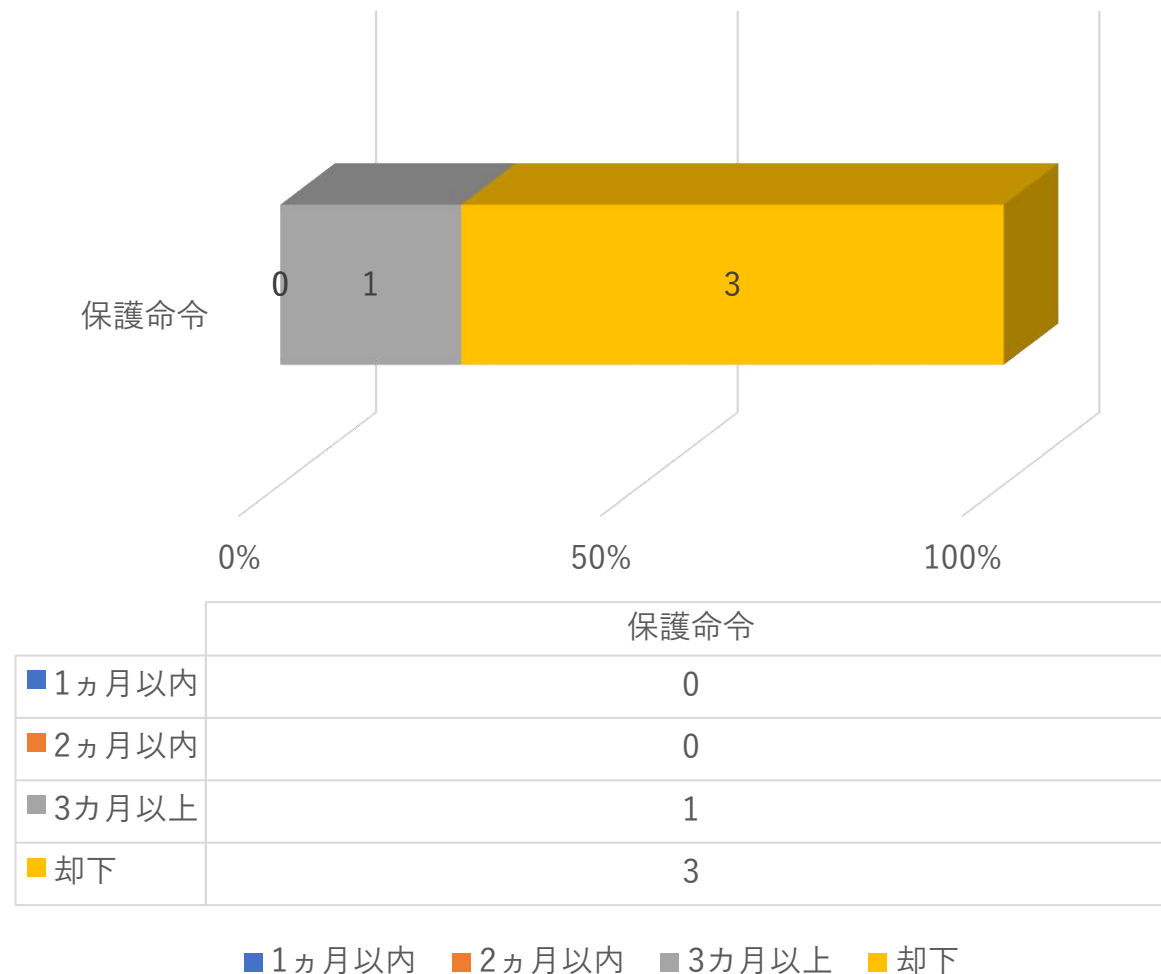
# 離婚調停と保護命令



離婚調停 n=14



保護命令 n=4





# 離婚調停と保護命令



## 離婚調停と保護命令に対しての課題

### 離婚調停の課題

- ・DV虐待の裏づけの証拠がなかったりすると、相手が離婚を拒否していると離婚が成立しない場合があり、支援機関が発行するDV証明等が必要になるが発行に時間を要する場合がある。
- ・離婚調停にかかる費用は、自費で負担しないといけないため困窮している利用者にとってはさらに経済的な負担になる。

### 保護命令の課題

- ・保護命令には、類型が存在し、被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子への接近禁止命令があるが、複合的な場合が多く、時間を要し、地方裁判所が証拠不十分と却下される場合もある。



## 行政や他団体との連携事例紹介と今後の展望

# 行政や他団体との連携・協働（事例）

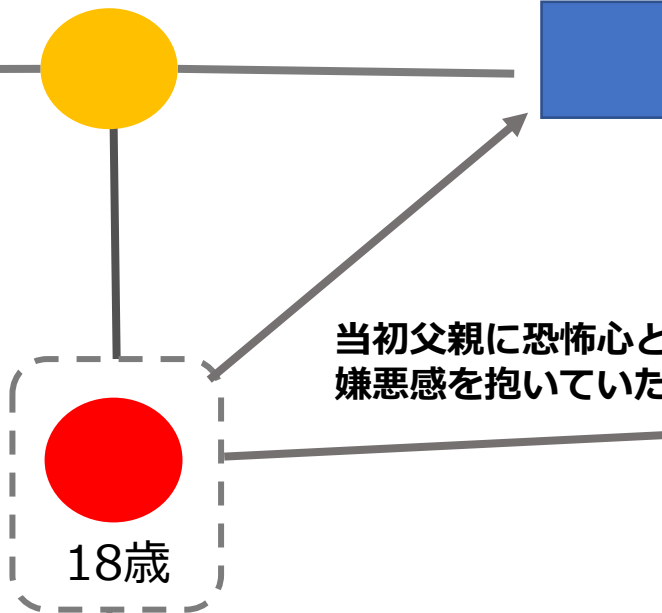


町役場保健師からの依頼

本人と担当者と母親  
シェルター同行

母親

父親



当初父親に恐怖心と  
嫌悪感を抱いていた。

18歳

**不登校。心療内科へ通院。睡眠薬のみ処方。**  
不安症と診断されていた。両親に対して強い不信感を持っていた。

当法人シェルター保護

シェルター内でのカウンセリングでの見立てにより他の精神疾患の疑い。他の病院を紹介。

セカンドオピニオン

入院必要・紹介状

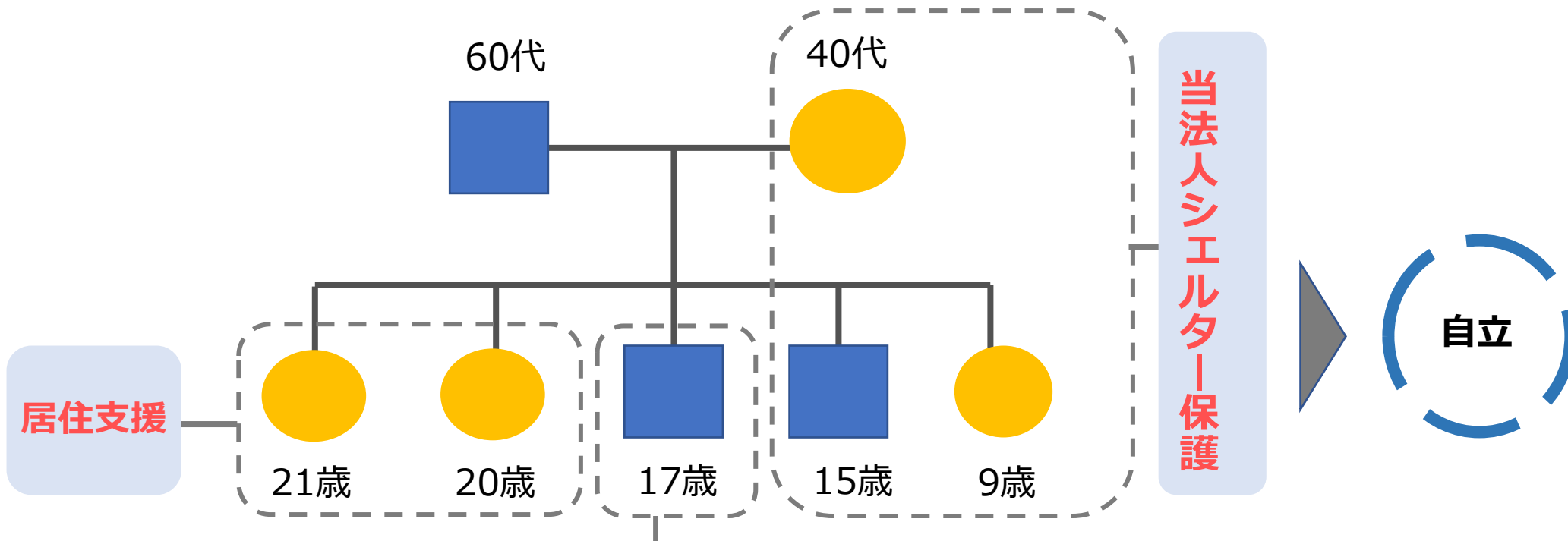
入院療養中

# 行政や他団体との連携・協働（事例）



警察署

町役場



**自立援助ホームへ措置依頼（他団体が運営）**  
義務教育終了後15歳～20歳までの児童が自立を目指す施設  
※児童相談所（児童福祉司）が月1回面談

# 今後の展望について



誰一人虐げられることのない世界のために

人権保護



①

【事業】

福祉人権活動



データ  
知見、ノウハウ



②

社会教育



日本だけではなく、  
国際問題



③

国際協力



【対象】

行政

支援団体

企業

【取り組み内容】

- ・DV被害者の保護
- ・子供の安全確保及び学習支援

- ・啓蒙活動  
トピック：男女平等、DV予防策、貧困、雇用機会均等、当事者の声

- ・寄付を募り、支援の輪拡大
- ・知識、ノウハウ提供
- ・情報発信

【具体的施策】

シェルター提供

知識提供

心のケア

教育サポート

コミュニケーション  
セミナー

フォーラム登壇

カンファレンス

アドボカシー活動

情報発信

# 今後の展望について



DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・実態に沿った支援を切れ目なく実施し、地域社会におけるセーフティーネット機能を強化していく。

